

平成28年2月17日

競争入札等における社会保険等未加入建設業者 (一次・二次以下の下請業者)への対応について

神奈川県内広域水道企業団では、平成26年10月以降、労働者の保護及び健全な建設業者育成を図るため、企業団発注工事の契約の相手方を、社会保険等に加入している建設業者に限定するなどの対応を図ってきたところです。

このたび、さらなる労働者の保護等を図るため、下請契約を締結する全ての企業団発注工事を対象として、社会保険等未加入の一次・二次以下の下請業者（加入義務のない者を除く。）について、以下のとおり、取り扱うこととしましたのでお知らせします。

（注） 社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険、雇用保険をいいます。

1 対応内容

- ① 企業団発注の全ての工事において、元請業者が社会保険等未加入の一次下請業者と下請契約することを禁止します。
また、二次以下の下請業者の加入状況についても確認します。
- ② 一次下請業者が、社会保険等に未加入であることが判明した場合は、元請業者に対し、1か月間の猶予を与え、当該下請業者に社会保険等に加入するよう指導し、その加入を確認できる書類を提出するよう請求します。
猶予期間内に一次下請業者の社会保険等加入に係る確認書類の提出がない場合は、元請業者を指名停止（工事成績評点の減点）とするほか、未加入業者について建設業許可権者へ通報します。
- ③ 二次以下の下請業者が、社会保険等に未加入であることが判明した場合は、建設業許可権者へ通報します。
- ④ ①から③の措置は、随意契約（緊急の必要により競争に付することができない場合を除く。）についても競争入札に準じて取り扱います。

2 適用日

平成28年4月1日以降に公告等の手続きを開始する案件から適用

以上